



2024年 2月 5日
第103号

JR 東労組 Yokohama

JR 東労組横浜地本

発行人 助川 一実
編集 集情 宣担当
ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



申11号 「2024年3月ダイヤ改正」に関する申し入れ

団体交渉を行う①

横浜地本は1月26日に表題の団体交渉を行いました。特徴的な議論は以下の通りです。

- 乗務員の睡眠を目的とした乗務の中断時間、食事を目的とした乗務の中断時間について、
改正前後でどの程度変化したのか区所別に示すこと。
【会社回答】乗務の中断時間については、列車ダイヤの設定や効率的な運用を勘案し、乗務割交番作成規程に基づき作成している。なお、現改比較を示す考えはない。

組合側	会社回答
区所別に具体的に示すこと。	各区所で作業していたり、貴側からいただいた各区所行路の差し替え案をいただいて検討中のため、現時点では回答出来ない。
睡眠目的の乗務の中断、食事目的の乗務の中断を拡大させようと考えて行路作成したのか？	行先地を規定上クリア出来るような行路作成と、作成していく先に拡大していく思いはある。平準化・拡大出来るような行路作成をしている。
乗務員の働きやすさは改善出来ているのか？	乗務割交番作成規程があることによって、働きやすさと効率性が保たれているという認識である。
今回の改正は効率性を求めたのか？	効率性だけではなく、基本行路に短時間行路を組み込んで作成した結果、このような形になった。
拘束時間は拡大しているのか？	見た目では拘束時間は伸びていると認識している。
拘束時間が伸びているということは、その分在宅休養時間が減ってしまうのでは？	交番を作成する中でどういう組み合わせをしていくのかなので、各区所に在宅休養時間を配慮するよう注意を促している。作成過程で各区所とコミュニケーションを図っていく。

- 短時間行路が枠内に入ることによって、乗務行路が効率化される根拠を具体的に示すこと。
【会社回答】輸送総合のリプレイスに伴い、短時間行路に乗務する社員がいる場合のみ行路を分割して、短時間行路を切り出し勤務指定が可能となる。

組合側	会社回答
具体的なイメージは？	複数の短時間行路が設定出来る。使用する方のニーズに応じて基本行路から時間帯によって切り出せる。柔軟に設定出来るメリットがある。 各区所の判断で基本行路から切り出す。
枠数削減による効率化にしか見えないと感じる。	基本行路に組み込めて、必要な時に切り取れることが効率的な行路になって運用出来るのではという考えである。
突発が発生した場合の対応は？	現行と同じで、元の基本行路に戻るだけである。
行路の頭の部分が切り取られている場合、出勤時間が数分ズレないか？	その場合、出勤時間は合わなくなる。 ノーペイ分が短縮されて出勤時間が合わなくなる仕組み。基本は指定された出勤時間が正当になる。出勤時間を上書きする場合は管理者の指示が必要。
切り出す行路は決まっているのか？	短時間勤務者の在籍状況とニーズに基づき、 区所毎に基本行路の中から選定し、その行路から切り出して作成・設定する。 勤務作成の段階で短時間勤務者とコミュニケーションを図り、基本行路から切り出した短時間行路を勤務指定する。
行路の頭の部分が切り取られた場合はその他時間が指定されるのか？	切り取られた基本行路に乗務する場合、その切り取られた部分については “その他時間” を指定する。
勤務発表後の切り取りはあるのか？	想定はしていないが、月途中の発令で兼務者や指導担当、当務主務の技量維持の観点で発生する可能性はゼロではない。区の指定による。
短時間行路の意義は変わらないか？	短時間行路の意義は変わらない。

確認!

その② に続く